

答 申 第 30 号

平成 25 年 10 月 23 日

兵庫県教育委員会

委員長 山 口 徹 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 25 年 2 月 15 日付け諮問第 4 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

平成 25 年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験における

- 1 第 1 次選考試験及び第 2 次選考試験の選考方法に係る資料
- 2 模擬授業の配点及び採点用シート

(別紙)

答 申

第1 審議会の結論

兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件異議申立てに係る公文書の非公開決定は妥当である。

第2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成25年1月4日、異議申立人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

2 実施機関の決定

平成25年1月15日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）及び公文書公開決定処分を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書及び公文書公開決定通知書を送付した。

3 異議申立て

平成25年1月21日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

4 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、平成25年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験（以下「本件選考試験」という。）における次の公文書である。

(1) 第1次選考試験及び第2次選考試験の選考方法に係る資料（以下「対象公文書1」という。）

(2) 模擬授業の配点及び採点用シート（以下「対象公文書2」という。）

5 諮問

平成25年2月15日、実施機関は、条例第17条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部公開すべきである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

- (1) 口利き、贈収賄、利権支配等による不正採用が行われていないのなら、なぜ全部公開できないのか。全部公開し透明性を確保すべきである。一生懸命努力しても合格できずに終わる受験生が多くいる。努力した受験生が報われる体制を構築されたい。
- (2) 実施機関の主張は、全体的に見て、兵庫県教育委員会の職員の一方的な考えを述べているとしか思えない。他府県の試験の実施要領を見ても、選考方法は公表されている。

### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が意見書及び口頭による理由説明において述べている非公開の理由は、以下のとおり要約される。

#### 1 教員採用候補者選考試験について

公立学校教員は、子どもの人格の完成を目指す教育者として、使命感、人間の成長・発達についての理解、教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養など全人格的な資質、能力が求められている。そのため、教育公務員特例法第11条では、公立学校教員の採用について、競争試験ではなく、選考によるものとされ、任命権者である実施機関の合理的な裁量に委ねられている。

本県の公立学校教員採用候補者選考試験においても、第1次試験では、一般教養及び教科専門の筆答試験、第2次試験では、個人及び集団による面接試験を行うとともに、一部の校種・教科・科目にあっては実技試験を実施している。しかし、合格者を決定するに当たっては、これらの成績のみならず、受験願書に記入された受験者のスポーツ活動や芸術文化活動、国際貢献活動等の実績や資格等を総合的に考慮している。

#### 2 対象公文書1について

対象公文書1には、面接や受験者の活動実績等の評価・採点基準、各種

試験や活動実績等の評価ウェイト、合格者の具体的決定方法などが詳細に記載されており、実施機関内部でも特に厳重に管理されている文書である。

任命権者の合理的な裁量に委ねられている詳細な選考基準や選考方法は、これを公開すると、受験者が配点の高いと思われる試験に特化したり、配点の低いと思われる試験を軽視するなど受験者自身の教員としての適格性を総合的に判断するという選考の趣旨を損なう実質的なおそれがある。

したがって、対象公文書1に記載された情報は、条例第6条第6号の規定する「県の機関が行う事務若しくは事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、非公開とすべきものである。

### 3 対象公文書2について

本県の公立学校教員採用候補者選考試験においては、模擬授業は第2次試験の個人面接を実施する中で行っている。個人面接の評価は模擬授業を含めて評価しているため、模擬授業のみに対応する採点用シートは存在しない。したがって、対象公文書2は存在しない。

なお、個人面接の採点用シートは公開することを決定している。

### 4 結論

以上のとおり、実施機関の行った非公開決定には、違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

## 第5 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び審議会に提示された資料等を精査した結果、次のように判断する。

### 1 対象公文書1について

実施機関は、対象公文書1を公開すると、受験者の教員としての適格性を総合的に判断するという選考の趣旨を損なうおそれがあることから、対象公文書1は条例第6条第6号に該当すると主張するので、以下検討する。

#### (1) 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開とすることを定めている。

ここでいう「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は

名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

## (2) 対象公文書 1 の概要

対象公文書 1 には、面接や受験者の活動実績等の評価・採点基準、各種試験や活動実績等の評価ウエイト、合格者の具体的決定方法といった詳細な選考方法などが記載されている。

## (3) 対象公文書 1 の条例第 6 条第 6 号該当性について

ア 公立学校の教員は、全体の奉仕者である公務員であるのみならず、子どもの人格の完成を目指す教育者として、使命感、人間の成長・発達についての理解、教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養など、全人格的な資質、能力が求められる。

このことから、公立学校の教員の採用は、競争試験ではなく、選考によるものとされており（教育公務員特例法第 11 条）、選考方法については、任命権者の合理的な裁量に委ねられている。

イ このため、選考方法は試験実施主体（都道府県、指定都市の教育委員会）ごとに異なり、実施機関では、一般教養、専門教科の筆答試験、個人及び集団による面接試験、受験者のスポーツ活動、芸術文化活動、国際貢献活動等の実績や資格等を総合的に考慮し、合格者を決定している。

ウ このような任命権者の合理的な裁量に委ねられている詳細な選考方法を記載した対象公文書 1 を公開すると、教員としての適格性を総合的に判断するという選考の趣旨を損なう実質的なおそれがある。

エ また、実施機関は、受験者の活動実績や資格等を総合的に考慮するなど、特色ある選考方法を採用していることから、その選考方法を詳細に記載した対象公文書 1 は、その各項目・内容が互いに関連し、一体性が強く、その一部を分離して公開すると、誤った臆測を招き、混乱や誤解が生じるおそれがある。

オ よって、対象公文書 1 は、その全体が、公開すれば教員の採用という実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであって、条例第 6 条第 6 号に該当すると認められる。

## (4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人の主張は、対象公文書 1 が非公開であるため試験が公正に行われているかどうか分からないとして、対象公文書 1 を全部公開し透明性を確保すべきであるというものであるが、本件選考試験では、公正性を担保するために、実施要項や試験問題などの各種情報が

公表されている。対象公文書1を公開しなければ、試験の公正性が確保されないというものではない。

イ また、異議申立人は、選考方法は他府県では公表されているというが、実施機関においても、選考に当たって考慮する受験者の活動実績や資格、面接試験の評定項目など選考方法の一部を実施要項で公表している。上記(3)イで述べたとおり、選考方法は試験の実施主体によって異なることを考慮すれば、他府県の公表状況と比較しても、実施機関における公表の範囲が特に劣っているとはいえない。

## 2 対象公文書2について

実施機関によると、模擬授業は個人面接を実施する中で行っているということであり、そうであれば、模擬授業に対する評価も含めて個人面接の評定を行っているという実施機関の説明は不合理ではない。

よって、対象公文書2は存在しないという実施機関の説明は是認できる。

## 3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 25 年 2 月 15 日	・ 諮問書の受領
平成 25 年 4 月 16 日	・ 諮問庁から意見書を受領
平成 25 年 5 月 14 日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成 25 年 7 月 4 日 第 1 部会 (第 19 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 25 年 8 月 26 日 第 1 部会 (第 20 回)	・ 審議
平成 25 年 9 月 25 日 第 1 部会 (第 21 回)	・ 審議
平成 25 年 10 月 18 日 第 1 部会 (第 22 回)	・ 審議
平成 25 年 10 月 23 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 1 部会

部会長 井 上 典 之

委 員 内 橋 一 郎

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿

委 員 山 下 和 良